○広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金交付要綱

令和２年６月２日

制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、広島中央地域連携中枢都市圏への定住促進を図るため、視察・現地調査を目的に訪問し、宿泊する者に対し、予算の範囲内において広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成１６年江田島市規則第５０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　広島中央地域連携中枢都市圏　呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町の４市４町をいう。

(２)　視察・現地調査　移住や就職を目的として実施する住環境調査、企業訪問等のうち、竹原市を除く広島中央地域連携中枢都市圏内で実施するものをいう。

(３)　宿泊施設　視察・現地調査に際し、利用する市内の宿泊施設をいう。ただし、旅館業営業許可を受けたものに限る。

(４)　宿泊費　宿泊施設の利用経費（食事代を含む。）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、宿泊施設を利用する者のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(１)　広島県が実施する「片道交通費支援制度」の利用者であること。

(２)　本市の市税を滞納していないこと。

(３)　江田島市暴力団排除条例（平成２３年江田島市条例第１号）第２条第３号に規定する暴力団員等と密接な関係にない者であること。

(４)　この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、宿泊費の額とし、１泊当たりの上限は５，０００円とする。

２　前項の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

３　補助金の交付は、３泊分までを限度とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、広島県が実施する「片道交通費支援制度」の申請の際に、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　誓約書（様式第２号）

(２)　実施計画書（様式第３号）

(３)　身分が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等の写し）

(４)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の交付申請を審査し、適当と認めたときは、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、その旨を通知しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第７条　市長は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金取消通知書（様式第５号）により、その旨を通知するものとする。

(１)　この要綱の規定に違反したとき。

(２)　虚偽又は不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付済みであるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、宿泊の最終日から４０日を経過する日又は当該年度の最終日のいずれか早い日までに、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業実績報告書（様式第６号）に、宿泊費の領収書の写し（内訳の分かるもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第９条　市長は、前条の実績報告書を審査し、適当と認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金交付額確定通知書（様式第７号）により、速やかに補助事業者に通知しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による交付請求を審査し、適当と認めたときは、当該交付請求書を受領した日の翌日から起算して３０日以内に、補助金を交付しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年６月２日から施行し、令和２年度予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和３年１１月２日）

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の規定によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の事項を補正して使用することができる。